

国民の声に対する対応状況(平成29年度上半期分)

対応可能なもの

(3件)

【意見・提案の趣旨に沿って既に対応しているもの又は対応を検討するもの】(3件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>刑務所の受刑者は社会に復帰するために夜など書籍を読んでいると聞きます。</p> <p>ただ、刑務所内は暗く書籍を読むのもままならないと聞きました。全国にある刑務所、拘置所など200施設以上の施設について省エネ活動をされているのでしょうか。省エネ、電気代の節電ができ刑務所内も明るくなるLED照明の導入は進んでいるのでしょうか。</p> <p>初期投資が大変であれば、初期投資が掛からないレンタルという方法もあります。削減した電気代の中からLEDのレンタル料を払うため、費用負担は一切なく、翌月から電気代の削減効果が出ます。税金で刑務所が運営されているので、電気代の削減などは税金の無駄遣いを減らすために必要なことです。無駄遣いを減らすとともに温暖化効果ガスの削減にもつながるので、LEDの導入は検討すべきと考えます。LED導入に当たり、初期投資が掛からないLEDレンタルをやっている会社もあるので、提案いたします。</p> <p>収容者の刑期を過ごす消灯までの限られた時間の中に、書籍読本が貴重な時間を占めています。そのことは更生を積み上げる上で重要と思われれます。これまでの看守及び刑期終了者からは照明が薄暗く、速度のある読本ができないことを何回か聞いてきました。既にLEDに取り換えたところもあるかもしれませんが、デビュー当初の10,000円前後から、ようやく1本が4,000円を切るところまで来ておりますが、未だ大投資が必要です。これらに対してLEDレンタル化を考案し、初期の投資が不要で1本が月額130円前後の少価格でできることになりました。</p> <p>これを機会に全国の多数の刑務所にLEDを導入することで読書力を高め、収容者の善意識を一挙に高揚させていただきたくお願いいたします。全国的に見積もりをさせていただきたく、そのためには貴省の御決断が必要でございます。よろしくお願いいたします。</p>	<p>刑事施設における照明機器に関する御提案です。照明機器については、施設の新営・修繕の際には、標準仕様としてLED照明を設置することとしており、順次更新整備を実施しているところです。</p> <p>今回いただきました御提案につきましては、被収容者の処遇環境の改善も踏まえ、今後の矯正施設の運営の参考とさせていただき、更なる予算の効率的執行に努めてまいりますので、御理解願います。</p>
<p>夏に成田空港から旅行すると、イミグレーションの冷房が強くて寒いです。出入国審査の女性係員は、真夏でもジャケットを着ています。国がクールビズを推し進め、冷房コストを抑えようとしている御時世に、時代錯誤もいいたところで、税金の無駄遣いです。</p>	<p>空港施設における省エネに関する御意見です。成田空港全体の空調管理については、空港ビル管理会社が行っているところ、審査場内の温度設定については、外気温や混雑等の状況により適宜調節の依頼をしているところです。</p> <p>引き続き、省エネルギー、節電対策に留意し、コスト削減に努めてまいりますので、御理解願います。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>電話で「希望の番号を押してください。」というのを繰り返して、最後に「ただ今込み合ってますので時間を空けてからもう一度お掛けください。」という音声が出て強制的に電話が切られるのはいかがなものでしょうか。何回も同じことを繰り返させられて電話代だけ掛かって強制的に切られるのは気分が悪いです。「そのままお待ちいただくか・・・」くらいは必要ではないでしょうか。</p> <p>番号が何十もあれば別ですが、1か2しかないのですから最初の番号を押す段階で分からないのでしょうか。</p> <p>仙台法務局は、無駄な時間と電話代を搾取するのを止めてください。</p>	<p>法務局における電話の自動応答に関する御意見です。</p> <p>仙台法務局本局の電話の自動応答については、曜日や時間帯によって、代表番号や担当部署への電話が繋がりにくい場合がございます。</p> <p>仙台法務局本局の自動応答の設定については、お客様に保留状態のままお待ちいただくと過度の通話料金を御負担いただくことになるため、時間を空けてから再度お掛けいただくよう御案内しているものですが、この度の御意見を参考として、仙台法務局において、引き続き、自動応答の内容について検討させていただきます。</p> <p>また、担当部署の直通電話番号については、仙台法務局ホームページに御案内しておりますので、是非御利用願います。</p>

現時点では対応困難なもの

(8件)

【意見・提案の趣旨に沿って対応することが困難なもの】 (8件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>先日、千葉の鑑別所に面会に行きました。受付事務にいる職員と連絡が取れず、出勤して来ないと騒いでいました。それは無断欠勤ということではないのですか。</p> <p>また、面会でも、裁判でも付き添っていた職員が寝ています。本当にどうなっているのでしょうか。私が見ただけでも何度かありますし、職員として、公務員として、どうなっているのかと思います。子供に確認しても、本の交換や運動など、いろいろな場面でさぼっていた、何もしてくれなかったといったことがあったと思います。働かない、使えない職員は首にして、きちんとした職員を雇ってもらいたいと思います。</p>	<p>少年鑑別所における勤務状況に関する御意見です。</p> <p>御指摘を踏まえ調査を実施したところ、無断欠勤の事実は確認されませんでした。</p> <p>また、面会、図書との交換、運動等を行う際、幹部職員による巡回も実施しており、審判時においても、家庭裁判所から少年鑑別所に対して苦情等の申し入れの事実はなく、職務怠慢の状況は確認されませんでした。</p> <p>今回いただきました御意見につきましては、真摯に受け止め、今後の矯正施設の運営の参考にさせていただきます。</p>
<p>夫が名古屋刑務所にいます。本人はずっと前から、帰国して本国の刑務所を希望しているにもかかわらず、判決後から受刑者なのに、なぜ移送されないのですか。外国人は税金も払っていないのに、何を理由に日本にずっと滞在させているのですか。新しい法律で直ぐ移送すると書いてありますよね。なぜ法律違反をしているのですか。</p> <p>私は夫の国で一人、DVの家族で殴られた後も我慢して住んでいます。無駄な経費を減らして直ぐ夫を移送させてください。手紙もなぜか2か月掛かります。また、香水が付いているから駄目だと渡してくれません(大阪刑務所は香水が付いていても大丈夫です。)。外国人をいじめてますよね。移送お願いします。</p>	<p>刑事施設における受刑者の移送に関する御意見です。</p> <p>矯正施設における被収容者の個人情報及び移送等については、保安警備上お答えできません。</p> <p>ただ、外国人受刑者の国外移送については、同受刑者の母国と日本国間で締結された条約及び国際受刑者移送法等にのっとって適正に運用していることから、今後も引き続き、関係法令に従い、適正な矯正施設の運営に努めてまいります。</p>
<p>平成29年6月に行われた武道場柔道畳更新整備の入札について、福井刑務所の担当者より、入札に参加できないとの連絡が入り、参加できない理由を伺ったところ、柔道畳の表面がザラついている(滑り防止のため入っている)点を指摘されたので、滑り止めの入っていないタイプを入れますと話したところ、他社のサンプルと比較すると芯材のボードが柔らかい(他社も同じボード)等の入札説明書及び仕様書に記載のない項目を指摘されました。</p> <p>既に入札書も郵送しましたが、納得がいかないのので、参加できない理由を担当者に書面にてお願いしました。</p> <p>一般競争入札でありながら、入札説明書を受け取りに行った時点で見知らぬ業者は排除しようとする感じを受けました。性能的には差がなく、少しでも安く良い商品を納品しようと思いい準備したのに誠に残念です。</p>	<p>刑事施設における入札に関する御意見です。</p> <p>御指摘を踏まえ、応札物品確認書及びサンプル品を確認するなどして調査を実施したところ、同品は、畳糸が接着剤で固定され、テープ加工が施されているなど、仕様書に記載された参考商品とも比較検討した結果、同仕様書において定められる「畳床の縫い方は、解けることのないよう縦横強固に縫い込まれていること。」の仕様を満たしていないものと判断されました。</p> <p>また、入札書については、上記仕様を満たしていなかったこと及び速達郵便で当該施設に到着しており、入札説明書に記載のある「直接に又は郵送(書留郵便に限る)により提出」の要件を満たしていなかったため、入札書を受理できなかったものです。</p> <p>いずれも適正な公共調達の実施のため、入札に係る仕様書及び入札説明書に記載の内容に従っているものですので、御理解願います。</p> <p>今回いただきました御意見につきましては真摯に受け止め、今後の矯正施設の運営の参考にさせていただきます。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>窓口書類を提出に行く際に、少しでも質問しようものならば、ここは書類を受け取るだけですよとされます。書類を受け付けるだけであればどなたでも可能かと思えます。</p> <p>現在、法務局職員(国家公務員)が本業務をされているのであれば、人件費がもたないと思います。</p>	<p>法務局における窓口業務に関する御意見です。お客様と窓口担当者との間でどのようなやりとりがあったのか詳細は不明ですが、いずれにしても、受付窓口において、申請の受付に関する質問(例えば、受付時間や管轄登記所であるか否かなど)があれば、お答えすべきであり、また、その他の登記の相談があった場合には、登記相談の窓口を御案内すべきところ、一切質問を受け付けないような対応を行っていたとしたら、お詫び申し上げます。</p> <p>なお、受付担当者は、提出された申請書類の受領のみを行っているわけではなく、オンライン・郵送申請も含めた登記申請のコンピュータ処理等様々な業務を行っているほか、登記相談は予約制により実施し、公平性の観点からも、受付担当者が登記の相談を行っていないことから、これらの点につき御理解願います。</p>
<p>築3年の3LDKで家賃2,000円とかだとお聞きしました。真面目に働いているのはこちらも同じなのに、税金を使用してそこまで安くする意味はあるのでしょうか。最低1万円くらい払うのは当然じゃないですか。このように特定の職員の利益のために税金を使って欲しくないです。</p>	<p>国家公務員宿舎に関する御意見です。国家公務員宿舎の使用料は、国家公務員宿舎法をはじめとした関係法令等に基づき算定されているところ、御意見を踏まえて当省所管の省庁別宿舎の使用料を確認しましたが、御指摘のような宿舎はありませんでした。</p> <p>今後も関係法令等に基づき、適正な運用に努めてまいりますので、御理解願います。</p>
<p>また、死刑囚の刑を執行しないまま病死させるという最悪の結末が outcome しました。</p> <p>我々国民は、殺人者の生活援助のために血税を払っているわけではありません。死刑判決が下された以上、速やかに執行しないことは、単に囚人を飼育殺しにする費用がかさむのみならず、裁判に掛けられた時間や費用、そして関係者の思いの全てを踏みにじる行為にほかなりません。</p> <p>法務大臣が個人の信条を優先し、法廷の存在を無視しているようでは、到底、法治国家の体面は保てません。冤罪の可能性は三審制による慎重な審議で図るべきであって、決定された判決については、粛々と執行を続けるべきでしょう。</p> <p>それでも死刑に踏み切ることにためらいが生じるというならば、国民の反対を押し切ってでも死刑制度廃止を国会の議題に挙げるべきであって、現在法律で定められている制度は、法を司る部署として厳格に遵守してください。</p> <p>現在も飼育殺しになっている百名以上の死刑囚について、同じ轍を踏まぬよう、速やかな死刑執行を強く求めます。</p> <p>(上記と同旨ほか2件)</p>	<p>死刑確定者に対する刑の執行に関する御意見です。</p> <p>一般論として、死刑は、人の生命を絶つ極めて重大な刑罰でありますので、その執行に際しては、司法の判断を尊重しつつ、関係記録を十分に精査し、刑の執行停止、再審、非常上告の事由等の有無等を慎重に判断し、これらの事由等がないと認めた場合に初めて死刑執行命令を発することとし、慎重かつ厳正に対処するものであることを御理解願います。</p>

職員の声に対する対応状況(平成29年度上半期分)

対応可能なもの

(1件)

【意見・提案の趣旨に沿って既に対応しているもの又は対応を検討するもの】(1件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>法務省では、各種システムの稼働率が良くありません。旅費システム、謝金システム、物品管理システム、国有財産システム、人事データシステム、文書管理システム、調達システムなどです。高額の税金を掛けて整備したにもかかわらず、使用していない施設が多いというのはどうなっているのでしょうか。</p> <p>私も今春転勤し、今まで使用していたシステムが全く使用されていなかった実情があつて、近隣の施設に確認したところ、使っていない施設も多いことが分かりました。速やかに是正してもらいたいです。</p>	<p>法務省においては、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法等に基づき、電子政府の実現を目指し、各種システムの利用促進に向けた取組を行っております。</p> <p>各種システムについては、行政のIT化及び業務改革を徹底するため、より一層の利用の促進を図ってまいります。</p>

**現時点では対応困難なもの**

(5件)

【意見・提案の趣旨に沿って対応することが困難なもの】 (5件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>私が仕事をしていた場所では、遅刻や仕事途中での帰宅などが公然と行われており、公務員としての自覚に欠けていました。上司もその事実を認めながら、何事も見なかった振りをしています。あまりにもひどい状況で、管区に訴えてみたものの、何もなかったと報告されてそれまでです。きちんとした対応をしていただきたいです。勤めていた場所は千葉少年鑑別所です。</p>	<p>御指摘を踏まえ調査を実施したところ、年次休暇等の手続きを適正に行い、勤務時間の管理を行っているため、御意見のような事実は確認されませんでした。 今回いただきました御意見につきましては、真摯に受け止め、今後の矯正施設の運営の参考にさせていただきます。</p>
<p>私は千葉少年鑑別所の食堂で働いており、辞めません。働いていて思ったことですが、とても働いていない職員の多いことです。総務課の事務室ではあちこちで雑談している職員ばかりです。受付の事務員さんは、仕事らしい仕事は何もせず、近くの男性職員に全てやらせています。経理の女性は育児のために15時で帰ることになっているようですが、ただ周囲と話をしているだけで18時過ぎまでいることも多いです。同じ経理の男性職員は、ずっとその話に付き合っていて話をしているだけです。同じように実際に子供を教育している職員も何もしていないようで、出勤や帰りに面会に来ている保護者から面会時間が短いとか、中で何もしてもらえないというような話をされて、どうなっているのかと言われる。私は食堂に勤務しているので分からないと言うと、職員が食事を床に置いたり、食事の中に指を突っ込んだりして嫌なので止めさせて欲しいという相談などもありました。職員室には何もせず、寝ていたり、本を読んで過ごしている職員がいっぱいいると子供が話していたという保護者もいました。何もしない、何もしていない職員が多いのなら、少し職員が少なくなってもいいのではないのでしょうか。 もう一つ、事務職員ですが、食堂のことに対して、私だったらうまくできる、こうしろ、ああしろと言ってきますが、実際に働いている姿を見たことがありません。職員からは、本来は食堂の仕事は事務員がすることだという説明も受けていますが、何もしていないのに偉そうなことを言うのは止めていただきたいと思いません。</p>	<p>御指摘を踏まえ調査を実施したところ、庶務課において、育児のため、早期退庁する職員はおりませんでした。 また、職員が、保護者等から面会時の勤務姿勢について指摘を受けたことはなく、少年の退所時アンケートにおいても、御意見のような事実は確認されませんでした。 今回いただきました御意見につきましては、真摯に受け止め、今後の矯正施設の運営の参考にさせていただきます。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>ワークライフバランスの推進に係る全ての予算は無駄です。いくらポスターを張られても、人員がいなければ休みは取得できません。そもそも、人員減が業務の増加につながっているのに、努力や根性という名の「効率化」は不可能です。意識が低くて帰れないのではないです。人員減による業務増加で帰れないのです。加害者が「ワークライフバランスの推進」を掲げたところでストレスが増大するだけです。予算も無駄です。即刻止めていただきたいです。</p> <p>(上記と同旨ほか1件)</p>	<p>国家公務員におけるワークライフバランスの推進については、「採用昇任等基本方針」(平成26年6月24日閣議決定)や、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定)等により、政府全体の方針として定められており、法務省としても「法務省・公安審査委員会・公安調査庁特定事業主行動計画(アット・ホームプラン)」(平成28年3月31日法務大臣、公安審査委員会委員長、公安調査庁長官決定)を策定し、ワークライフバランスの推進を図っておりますので、引き続き各職場における御理解・御協力を得られるよう努めてまいります。</p>
<p>東京都の法務本省で行われる研修参加について、その旅費は宿泊地にかかわらず、一律に、パック旅行最低金額プラス日額旅費で支給されています。しかし、日額旅費6,000円以内で東京都に宿泊することは不可能です。それを越えた額は職員個人の負担となります。</p> <p>逆に、首都圏から地方への出張であれば、6,000円以下で宿泊できるケースも多いでしょう。差額は職員の収入となります。</p> <p>また、地方都市では旅程最終日に最寄駅に着いてから帰庁できるバスがなくタクシーを使用せざるを得ないのですが、その約4,000円も職員の個人負担です。1時間掛けて徒歩で帰庁するのは合理的ではありません。</p> <p>一方、首都圏ではこのような問題は起きません。地方に不利なこういった問題を黙殺した上に、地域手当によって首都圏大規模都市在住の者を優遇するのは差別です。法整備を行い、また監視する者が首都圏在住ですので改善はされないと思いますが、抗議は継続させていただきます。当所のみならず、全国の地方官署に対して、全ての領収書を提出させた上、正当な実費補償を求めます。</p>	<p>国家公務員に支給する旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律等に基づき、公務上の必要等が認められない場合には、最も経済的な通常の経路及び方法により旅費を計算することとされ、各旅費については、定額支給を原則としつつ、必要に応じて実費を超える旅費は調整して支給しないこととされており、法務省においてもそのような取扱いとしています。</p> <p>定額支給については、国費の適正な支出や事務の簡素化などの要請に基づくものであり、必ずしも実費と一致しない場合があるものと思われませんが、引き続き、旅費の適正な支給に努めてまいります。</p>